

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客営業取扱規則の一部を次のように改正し、2020年3月14日から適用する。

現行	改正
(前略)	(前略)
(特別車両券の発売)	(特別車両券の発売)
<b>第58条</b> 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。	<b>第58条</b> 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。
(中略)	(中略)
4 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が第59条の2に規定する区間内相互間を運転する2個以上の普通列車の自由席特別車両に途中出場しないで乗り継いで乗車する場合、1個の普通列車とみなして1枚の自由席特別車両券(B)を発売する。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。	4 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が第59条の2 <b>第2号</b> に規定する区間内相互間を運転する2個以上の普通列車の自由席特別車両に途中出場しないで乗り継いで乗車する場合、1個の普通列車とみなして1枚の自由席特別車両券(B)を発売する。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。
(1) 来宮以遠(伊豆多賀方面)の各駅と函南以遠(三島方面)の各駅との相互間に乗車する場合	(1) 来宮以遠(伊豆多賀方面)の各駅と函南以遠(三島方面)の各駅との相互間に乗車する場合
(2) 高輪ゲートウェイ以遠(田町方面)の各駅と大崎以遠(五反田方面)の各駅との相互間に乗車する場合	(2) 高輪ゲートウェイ以遠(田町方面)の各駅と大崎以遠(五反田方面)の各駅との相互間に乗車する場合
(3) 十条以遠(板橋方面)の各駅と東十条以遠(王子方面)の各駅又は尾久駅との相互間に乗車する場合	(3) 十条以遠(板橋方面)の各駅と東十条以遠(王子方面)の各駅又は尾久駅との相互間に乗車する場合
(4) 川崎以遠(蒲田方面)の各駅と新川崎以遠(武蔵小杉方面)の各駅との相互間に乗車する場合	(4) 川崎以遠(蒲田方面)の各駅と新川崎以遠(武蔵小杉方面)の各駅との相互間に乗車する場合
(5) 西大井以遠(武蔵小杉方面)の各駅と大井町以遠(大森方面)の各駅との相互間に乗車する場合	(5) 西大井以遠(武蔵小杉方面)の各駅と大井町以遠(大森方面)の各駅との相互間に乗車する場合
(6) 土呂以遠(東大宮方面)の各駅と宮原以遠(上尾方面)の各駅との相互間に乗車する場合	(6) 土呂以遠(東大宮方面)の各駅と宮原以遠(上尾方面)の各駅との相互間に乗車する場合
(7) 東千葉以遠(都賀方面)の各駅と本千葉以遠(蘇我方面)の各駅との相互間に乗車する場合	(7) 東千葉以遠(都賀方面)の各駅と本千葉以遠(蘇我方面)の各駅との相互間に乗車する場合
(8) 鎌取以遠(菅田方面)の各駅と浜野以遠(八幡宿方面)の各駅との相互間に乗車する場合	(8) 鎌取以遠(菅田方面)の各駅と浜野以遠(八幡宿方面)の各駅との相互間に乗車する場合
(9) 酒々井以遠(成田方面)の各駅と南酒々井以遠(榎戸方面)の各駅との相互間に乗車する場合	(9) 酒々井以遠(成田方面)の各駅と南酒々井以遠(榎戸方面)の各駅との相互間に乗車する場合

現行	改正
<p>(10) 三河島以遠（南千住方面）の各駅と尾久以遠（赤羽方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(11) 神田以遠（秋葉原方面）の各駅と新日本橋以遠（馬喰町方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>(10) 三河島以遠（南千住方面）の各駅と尾久以遠（赤羽方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(11) 神田以遠（秋葉原方面）の各駅と新日本橋以遠（馬喰町方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>